

(宛先) 墨田区長・墨田区福祉事務所長

同 意 書

私は家庭的保育事業者の利用申込みにあたり下記のことを同意し、入所を申込みます。

記

1 家庭的保育事業者を希望する方

- (1) 保育室に在室途中で、家庭的保育者本人の病気や怪我等の理由により、やむなく休、廃止する場合があること。
- (2) 休、廃止後の保育施設は確保していないため、休、廃止後も保育の継続を希望する場合は保育施設の転所を申請すること。
- (3) 家庭的保育事業者の休、廃止に伴う転所申請による利用調整（選考）において、優先的な措置はないこと。
- (4) 在室途中で自ら他の保育施設に転所を希望する場合は、「保育施設利用申込みのご案内」の内容に基づき行うこと。
- (5) この同意書は家庭的保育事業者を希望する場合に記入するものであって、入所の内定を約束するものではないこと。

2 利用期間が限定されている家庭的保育事業者を希望する方

- (1) 利用期間が限定されている家庭的保育事業者と利用可能期間は 以下のとおりであること。

「かあかん家保育室」 鈴木 まり子 令和9年3月31日まで

※上記の施設は令和7年4月2日以降に生まれ生後57日以上で預ける場合は、1年のみの保育となります。

- (2) 利用期間が限定されている家庭的保育事業者に入所した場合、いかなる理由があってもこの期間の延長はできないこと。
- (3) 利用期間終了後も保育の継続を希望する場合、新たに保育施設の利用申込みをすること。このとき、利用調整（選考）において、調整指数の条件番号13及び優先的な措置はないこと。

年 月 日

保護者住所

保護者氏名